

広島県異業種交流サロン規約

(名称)

第1条 本会は、広島県異業種交流サロンと言う。

(目的)

第2条 本会は、相互交流・融合化・情報化の促進により会員の経営基盤の強化、拡充・技術力の開発を図り、個々では解決出来ない新技術・新製品の開発、新市場開拓及び生産・販売面での相互協力を行うことに於いて、会員企業の成長と広島県の地域経済活性化に貢献する事を目的とする。

(会員)

第3条 第2条の目的に関心が有り、開発に意欲のある企業を代表するもの。

- ① 会員は、本会で知りえた事項の、守秘義務を遵守する。
- ② 会員が、会員企業を退社した時、個人が年会費を納入すれば、個人会員として、会の諸事業に参加出来る。

(事業)

第4条 第2条の目的達成の為、次の諸事業を行う。

- ① 情報交換や技術交流などの事業。
- ② 新技術や新製品開発などの事業。
- ③ 先進企業や先進地域の視察・研修事業。
- ④ その他、目的達成に必要な諸事業

(事業年度)

第5条 事業年度は、4月1日から翌年の3月31日迄とする。

(役員)

第6条 役員、会計監事の数及び、職務と任期は下記の通り。

- ① 会長 1名 会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事ある時は、会長の職務を代行する。
- ③ 執行役員 若干名 役員会に参画し、会務遂行に協力する。
- ④ 会計監事 2名 年度毎の会計監査を行う。

[選出] 役員、会計監事は総会に於いて選出する。

会長は役員の内互選とし、副会長・会計監事は、会長の指名による。

[任期] 役員、会計監事の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、会長及び副会長に付いては、再任を1回に留める。

期の途中で就任した役員、会計監事の任期は、残余の期間とする。

旧役員、会計監事は、辞任または任期満了後も、新役員、会計監事の決定まで、会務を継続して行う。

(機関)

第7条 決議機関として総会を、執行機関として役員会に設ける。

- ① 通常総会は、年1回会長が招集し、事業報告、決算報告、事業計画、予算の審議を行う。
- ② 特別総会は、会長が必要と認めた時、又は、会員の半数以上が要求した時、開催する。

- ③ 総会は、会長が議長となり、出席者と委任状を含む、過半数で議決する。
- ④ 役員会は、会長が召集し、開催事業の企画立案や、実施計画など、運営全般を協議する。

(運営費)

第8条 年会費として4万円を徴収し、印刷費や通信費、事務費等に当てる。

- ① 事業に依っては、参加会員が其の費用の全額、又は一部を負担する事もある。役員会で協議して決める。
- ② 会員本人の死亡に当たっては、弔意を込めた弔電を奉呈する。

(助言者)

第9条 会の運営に当たって必要に応じ、指導・助言を受ける為の助言者を、役員会に諮って、委嘱する事が出来る。

(講師)

第10条 第2条の目的達成の為、講師を招いて、2時間以内の講演会を開催出来る。役員会に於いて、謝金を含めて協議・選考する。

[謝金]

- ① 評論家・作家などの著名人の場合は、社会通念に依る。
- ② その他一般に付いては、5万円以内とする。

[旅費] 産業振興機構の旅費規程に依る。

(分科会)

第11条 第2条の目的達成の為、課題ごとに分科会を設ける。

- ① 各分科会は、会長・会計責任者などを選任し、円滑な運営を行う。
- ② 必要経費（運営・購入・設計・加工・調整費など）は、分科会員が拠出する。拠出金に付いては、参加会員で協議する。
- ③ 研究・開発に当たっては、助言者や研究機関の利用が出来る。
- ④ 複数の分科会に所属する事が出来る。但し、進行中の分科会への入会許諾は、分科会会員の総意に依る。
- ⑤ 分科会会長は、役員会や全体会に於いて、分科会の状況を報告する。
- ⑥ 開発が進んだ段階で、助言者や第三者を交えて、出願や利益の配分等を検討する。

(入会)

第12条 第3条に適う入会希望者は、入会申込書を提出し、役員会の承認を経て入会する。入会金は、1万円。年会費は、加入月数に按分した金額とする。

(退会)

第13条 会員は、申し出により退会出来る。下記の場合は、退会と見なす。

- ① 会員企業が、解散した時。
- ② 会費を1年以上滞納し、督促に応じない時。

(事務局)

第14条 事務局は、財団法人ひろしま産業振興機構に置き、会計や、運営その他の事務を行う。

(規約改廃)

第15条 本規約の改廃は、総会の議決に依る。

(施行日)

第16条 本規約は、平成20年2月21日の設立総会からとする。